

国際機関邦人職員リレーエッセイ

第二回：旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所・裁判部勤務 河島さえ子

【ハーグの紹介】

ハーグの街はオランダの政治の中心で、国会議事堂や中央官庁、王宮等があり、各国の大使館も集まっています。そして、前回の藤原さんのエッセイでも紹介されていたように、いくつもの国際裁判所があるだけでなく、化学兵器禁止機関(OPCW)や欧州特許庁(EPO)などの国際機関、石油会社シェルのような国際企業の本社があったりして、国際色豊かな都市です。東京やニューヨークのように大都市ではなく、閑静で落ち着いた中規模都市であるにもかかわらず、インターナショナルな雰囲気漂っているところがハーグの魅力の一つではないでしょうか。そして、もう一つの魅力は、街や人々にあまり気取ったところがない、ということだと思います。これはオランダ人の気質とも関係しているのだと思いますが、大臣が普通に自転車(自動車ではなく!)通勤をしていたりして、その気取らないところをオランダ人は是として誇りにする傾向があります。王宮や国会議事堂も豪華絢爛・威風堂々というわけではなく、どちらかと言えば質素でかわいらしい感じですが、その飾り気のなさ、斜に構えたところの無さがステキなのは、と最近特に思うようになってきました。



気候の面で言うと、北海に面しているので風が強く雨や曇りの日も多いというのが現実のところですが、その分、雲の動きがとても早く、色彩豊かな美しい朝焼け・夕焼けを見ることができます。また、風や雨で頻りに空気が洗浄されているからなのか、たまに日が差すと、とても澄んだ日の光を感じることができます。藤

原さんのエッセイには夏の様子が描かれていたので、違う季節のことを少しご紹介すると、冬は運河や池が凍って、天然のスケートリンクみたいになることが数年に一回にあります。こうなると、かわいいレンガの家並みをバックに人々がスケートを始めて、まるでブリューゲルの絵のようになります(写真一枚目)。そして、



春の兆しが見えてくる三月ごろには、クロッカスが一斉に咲き始め、それもまた一興です(写真二枚目)。

【旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所での仕事】

私は、この街にある国際裁判所の一つである、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia, ICTY)というところで、法務官として働いています。ICTYは、主に1990年代に起こった旧ユーゴスラビア紛争における戦争犯罪や人道に対する罪、ジェノサイド罪等を扱う暫定的な国際刑事法廷で、国連安全保障理事会の決議によって1993年に設立されました。前回藤原さんのエッセイで詳しく説明のあった常設の国際刑事裁判所(International Criminal Court, ICC)のモデルとなった裁判所でもあります。ICTYは、ICCと同じように、「裁判部(Chambers)」、「検察局(Office of The Prosecutor)」、そして、「書記局(Registry)」という三つの機関で構成されています。私は、このうちの「裁判部(Chambers)」で働いて11年ほどになります。裁判部は文字通り裁判官のいるところで、私の仕事の内容は、一言で言えば、裁判官の補佐です。裁判官の指示の下、訴訟手続の様々な場面で出される決定や命令、そして判決文を起案し、その土台となる法律問題に関するリサーチをしたりもします。日本の法曹関係者の方々には、日本の最高裁判所の調査官のような仕事をする、というと一番わかりやすいようです。

国際刑事裁判における訴訟手続では、ある国または地域で起こった紛争全体における戦争犯罪や人道に対する罪を対象とすることが多いので、一つの裁判の規模が非常に大きく、証人の数が百人を超え、証拠の数も何千個となることがざらにあります。数十か所で起こった殺戮や拷問、強制移住、性犯罪等に関する事実認定を行わなければならないことも多く、法律問題も多岐にわたるので、判決の起案は、裁判官数名(一審3名、上訴審5名)とそれを補佐する法務官5名から10名程度のまさしくチームワーク作業になります。国際機関ですので、このチームワークは当然インターナショナルなものとなります。異なった法文化を



バックグラウンドに持つ人たちが集まって仕事をするので、共通項を見いだす作業にかなり時間をとられますが、それはとてもクリエイティブな作業でもあり、その辺りが国際機関で働くことの醍醐味なのかもしれません。

【国際刑事法務の特徴】

国際刑事裁判関連の仕事、その中でも特に裁判官や検察官を直接補佐する法務官の仕事の分野においては、国際法だけではなく、国内法(特に刑法と刑事訴訟法)の知識をふんだんに使います。そして、リーガルマインドをきちんと持っているか(法的なものの考え方が的確にできるか)が重要になってくるところは、国内の法律職と全く変わりありません。また、国際刑事裁判における準拠法は、英米法と大陸法の要素を両方併せ持っており、どのように整合性を保ちつつ両方の要素を混ぜ合わせていくか、ということが重要な課題となっています。このような観点から見ると、大陸法を基本としつつも英米法の要素も併せ持った日本の刑法や刑事訴訟法に関連する知識・実務経験はとても有用だと思われます。このように、国際刑事法務の分野は、従来の国際法と国内法の二極分化を克服することが必要な分野の典型であり、国際法の専門家だけではなく、国内法が専門の法律家の方々もぜひ興味を持って飛び込んでいただきたいと思います。(国際刑事裁判関連の仕事で法務以外の分野一捜査・政務・人事・財務など一に関しては、前回の藤原さんのエッセイをぜひご覧ください。)

【国際刑事裁判の分野で働くことの魅力】

国際刑事法や国際刑事裁判の分野は、1990年代後半から急速に発展した分野で、個人を刑罰の対象とする点において、国家が法主体である伝統的な国際法の枠組みに納まりきれないところがあります。そのような国際刑事裁判制度はグローバル化の波に乗って発展してきたものであるとも言えますが、グローバル化は、犯罪やテロ組織が容易に国境を超えることも意味します。そして、現在は、グローバル化の反動で主権国家が一旦低くした壁を高くしようとする傾向が顕著です。そんな世界情勢の中で、国際刑事裁判制度はどうあるべきなのか模索が続いており、この模索は、特に常設のICCで続いていくことになるでしょう。(残念ながらICTYは2017年末で任務完了し閉鎖されることになっていますが、理念はICCに引き継がれています。)国際刑事裁判の分野で働くということは、このような国際社会の模索に直接関わっていくということであり、その意味でやりがいもあります。国際刑事裁判の現場に意欲ある日本人がもっと増えていくことを願っています。

*本稿は個人的見解に基づくものであり、国連や旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の見解を反映するものではありません。

河島さえ子

【東京大学法学部卒業、ニューヨーク大学・ロースクール(LL.M. in International Legal Studies)修了後、2002年から2004年にかけて、International Center for Transitional Justice (国際 NGO)、ICTY・検察局、ICC・書記局等にてインターンシップを経験。2005年、東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了。2005年以降現在まで、法務官として ICTY・裁判部に勤務(第一審で四年ほど勤務後、2009年より上訴審にて勤務)。2007年、ニューヨーク州弁護士資格取得。2010年、法務官として ICC・裁判部に半年間出向。】